

# 橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月15日（水）午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（9名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 安田 宗義（副会長） | 2 番 吉川 作衛      |
| 4 番 蘆村 雅光（副会長） | 5 番 森田 尚子      |
| 6 番 森川 千鶴子     | 7 番 福田 茂（副会長）  |
| 9 番 中川 眞一      | 10 番 上田 逸朗（会長） |
| 11 番 坂口 洋      |                |

4. 欠席委員 4名 3 番 石井 三智子 8 番 岡本 和久  
12 番 竹瀬 久晴 13 番 堀田 雅三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

第6 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他 農用地利用集積計画に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

その他 農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について

## 6. 会議の概要

### 事務局

ただ今より、令和7年1月総会を開催いたします。  
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

### 上田会長 挨拶

### 議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は9名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年1月の総会を開会いたします。

なお、3番 石井三智子委員、8番 岡本和久委員、12番 竹瀬久晴委員、13番 堀田雅三委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

### 事務局 議案書の議事日程を朗読

### 議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、7番 福田茂副会長、並びに9番 中川眞一委員を指名いたします。

### 議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

### 事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案10件でございます。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番、2番、4番及び8番から10番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請

です。

3 番及び 5 番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。

6 番及び 7 番は、交換による所有権移転です。事務局からは以上でございます。

議長

案件はすべて、小委員会にかかっております。

それでは、1 番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1 番は、膳夫町\*\*\*外 4 筆の田、合計 2,367 m<sup>2</sup>は、市立香久山小学校から西約 100m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から、売買により譲り受けられるものです。小委員会で調査したところ、\*\*氏は、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の蘆村副会長、ご説明願います。

蘆村副会長

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では 2 番の調査の結果説明を、蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

2 番は、曾我町\*\*\*の畑、218 m<sup>2</sup>は、市立曾我川緑地体育館から東約 400m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\*氏は、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われます。

なお、地区担当農業委員の竹瀬委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では 3 番の調査の結果説明を、福田副会長からお願いします。

福田副会長

3番は、南浦町\*\*\*の田、578 m<sup>2</sup>及び\*\*\*の田、373 m<sup>2</sup>は、市立香久山体育館から南西約 500m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、夫の\*\* \*\*氏から贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、以前から家族で耕作されており、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の蘆村副会長、ご説明願います。

蘆村副会長

ただ今の福田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では4番の調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

4番は、南浦町\*\*\*の田、1,735 m<sup>2</sup>及び\*\*\*の田、74 m<sup>2</sup>は、市立香久山体育館から西約 600m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\*氏に農作業歴はありませんが、農業を営む同居の父とともに、家族経営で一緒に営農に励んでいくとの申請であり、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の蘆村副会長、ご説明願います。

蘆村副会長

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では5番の調査の結果説明を、蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

5番は、高殿町\*\*\*の田、729 m<sup>2</sup>は、市立鴨公小学校から東約 500m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、父である\*\*町の\*\* \*\*氏から、親子間で贈与されるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、以前から家族で耕作されており、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の福田副会長、ご説明願います。

福田副会長

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

はい。では次に、6番及び7番は、農地の交換による案件であるため、一括で福田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

福田副会長

6番は、田中町\*\*\*の田、703 m<sup>2</sup>は、私立ともえ学園から西約 100m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が所有されています。

7番は、田中町\*\*\*の田、561 m<sup>2</sup>及び\*\*\*の田 522 m<sup>2</sup>は、私立ともえ学園から北約 300m に位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が所有されています。

お互いに効率的に耕作できるように、互いの農地を交換されるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏、\*\* \*\*氏は耕作能力があり、適当であると思われます。

なお、地区担当農業委員の石井委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では次に、8番から10番は、譲受人が同一であり、隣り合う農地に係る案件であるため、一括で安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

**安田副会長**

8番は、田中町\*\*\*の田、155㎡、9番は、田中町\*\*\*の田、69㎡、10番は、田中町\*\*\*の田、119㎡は、私立ともえ学園から北約300mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\* \*\*氏、\*\*町の\*\* \*\*氏から、\*\*町の\*\* \*\*氏が、全て売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は耕作能力があり、適当であると思われます。

なお、地区担当農業委員の石井委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長**

以上で、第1号議案1番から10番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

**議長**

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案1番から10番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

**議長**

全員であります。

よって、第1号議案の1番から10番は許可と決定いたしました。

**議長**

日程第3、第2号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案2件です。

1番は、管理用地として転用したいと申請されています。

申請地は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね 10ha 未満の区域の第 2 種農地であり、転用可能と考えますが、転用による周辺農地への影響について、水利組合の同意が得られておりません。

2 番は、庭先用地として転用したいと申請されています。

当該申請地の農地区分は、10ha 以上の規模の農地の区域にある第 1 種農地ですが、居住者の日常生活上必要な施設であって、集落に接続して設置される例外事項に該当し、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められるなど問題はないと考えます。

事務局からは以上です。

**議長**

第 2 号議案の 1 番は、小委員会にかかっておりますので、蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

**蘆村副会長**

1 番は、雲梯町\*\*\*の田、233 m<sup>2</sup>及び\*\*\*の田、60 m<sup>2</sup>は、市立金橋小学校から南約 30 m に位置しており、大和高田市の\*\* \*\*氏が、既設の太陽光発電設備の管理用地として転用したいと申請されたものです。

現地調査の結果、申請地はコの字型の不整形地で、太陽光発電設備の敷地として、過去に転用されていたとしても不自然ではないと思われますが、農地として残っており、現在、作付はされていません。

隣地の同意は得ておられますが、水利組合及び自治会の同意は得ておられません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長**

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願います。

**安田副会長**

ただ今の、蘆村副会長からのご報告のとおりだと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長**

続いて 2 番は、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の福田副会長からご説明願います。

**福田副会長**

2番は、醍醐町\*\*\*の田、215㎡及び\*\*\*の田、20㎡で、県立畝傍高校から南東約600mに位置しており、\*\*町の\*\* \*\*氏が、自宅の庭先用地として転用するため申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長**

以上で第2号議案1番及び2番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたらお願いします。

**事務局**

事務局から追加で説明させていただきます（位置図配付）。

第2号議案の1番についてでございます。先ほどから、水利組合と地元自治会の同意が得られていないと説明がありましたが、位置関係や状況を見ていただくため、資料をお配りしました。申請地はコの字型の部分です。申請地に囲まれた部分は、平成27年に太陽光パネルで転用されています。太陽光パネルを設置した残地は、複雑に分筆されています。

先の説明でもあったとおり、形状等から判断すると、太陽光パネルの転用時に転用されていてもおかしくはない土地です。ただ、水利組合と地元自治会の同意が得られていない事案で、周辺農地は北側の農地だけで、それ以外は学校や住宅が連たんしており、一団の農地から切り離されている第2種農地であって、太陽光パネルの管理用地として転用見込みがあると確認できています。

同意が得られていない理由は、同意印に費用がかかるためということで、前月にも、（配付資料の）点線で囲まれた部分の土地を駐車場用地として転用申請をしているところなんですけれども、前月のそれと同時に転用申請ができなかったのは、「㎡当たりいくら」という費用（協力金）を請求されたためとされています。前月の駐車場の転用申請の時は支払ったけれども、今回の申請地については、「同意なしでも申請ができると最初から分かっていたら、前月に同意なしで申請していた。」と主張されました。これについて、今後のことも考えて、皆さんと議論をしておきたいと思います。

今回の申請地については、太陽光発電設備の残地をその管理用地として転用申請され、許可相当として県へ進達して良いと思うのですが、申請者が、地元の水利からの金額の請求を理由に地元の同意を得ていないという主張を、公にしているということです。

**委員**

市内の他の地域でも、同意のときに、費用は発生しているのですか。

**議長**

法律上の問題ではなく、任意の問題です。前月１２月の転用申請については、田んぼとしては脱退するとして、地元に協力金を払っていました。ただ、今回の管理用地については払えないと主張しています。

**委員**

大和平野土地改良区の分水の脱退にかかる費用ではないんですよね。

**事務局**

地元に払う費用です。

**委員**

地元がお金を取っているところもあれば、取っていないところもあるという状況ですね。

**事務局**

前月の転用申請で審査に来られたときに、地元それぞれに事情があって、水利組合や農家組合、ため池の管理組合もあって、それぞれ運営の仕方が違い、農業用施設の維持等、農地決済に費用がかかっている場所もあるから、一概には言えず、それを協力金とされていることについては、農業委員会から言及することはできないと伝えています。このようなことは今後も起こってくるかとも思います。

**議長**

転用に当たっての脱退の費用については、土地改良区であっても、倉橋ため池の方が安く、大和平野は高いように、地域によってそれぞれ違うわけです。

地元の決済金については、農業委員会が介入する内容ではないと思われますので、我々としては申請を受け付けて、このまま県に進達したいということで、今日はみなさんに吟味してもらったんです。いかがでしょうか。こんなことは初めてですけどね。

**事務局**

元々、所有者が、農地として所有している意識がなく、道路沿いの一つの資産として持っていて、農地を外して土地活用したほうがよいという思いでいるから、このような抗議につながるのだと思います。ただ、今回の申請地はヘタ地なので、転用そのものに問題はないと思います。

委員

転用すると、農地ではなく雑種地になってしまうから、固定資産税の評価は変わってくるでしょう。その増税分を払う気持ちは持っているのだから、地域が、費用を請求する条件について、きちんと取り決めてくれたらいいのではないですか。

議長

そのような取り決めについては、農業委員会としては介入する必要がありませんし、できません。

ということで、みなさん、こういう内容なんです。他に質問や意見はありませんか。

委員

農転について、地元同意は必須条件や法定要件ではないんですか。

事務局

水利の同意は、農業上の支障がある場合にお願いするのですが、県の許可要件としては、同意書を無理強いしてまで求めないという見解です。市の農業委員会としては、進達する上で、周囲の農業上の利用に支障がないことの担保として、水利と地元の同意を求めています。

議長

県にも確認していますし、地元の雲梯町の水利さんから質問を受けても何ら問題はないかと。そこが一番の問題なので、そのあたりの問題はないと思われますので、採決してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案の1番及び2番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第2号議案の1番及び2番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

**議長**

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、農家の分家住宅として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地であり、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われます。事務局からは以上です。

**議長**

第3号議案1番は、小委員会にかかっておりますので、現地調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

**安田副会長**

1番は、観音寺町\*\*\*の田、286㎡及び\*\*\*の畑、73㎡で、京奈和自動車道・御所インターから東約900mに位置しており、\*\*町の\*\* \*\*氏外1名が、父母及び祖母の\*\* \*\*氏外2名から使用貸借し、農家の分家住宅として転用したいと申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長**

では、地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。

**中川委員**

ただ今の、安田副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

**議長**

以上で第3号議案1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について

て、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見が無いようですので、採決いたします。

第3号議案1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案1番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、城殿町\*\*\*の田、1,173 m<sup>2</sup>外1筆は、近鉄畝傍御陵前駅から東約300mに位置し、\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏外1名から売買で譲り受け、住宅用地等として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和6年11月28日でございます。

2番、見瀬町\*\*\*の田、957 m<sup>2</sup>は、近鉄岡寺駅から南東約300mに位置し、\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏から売買で譲り受け、青空駐車場として転用したいと届け出られたものです。隣接する農地はございません。届出日は令和6年12月12日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番及び2番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第6、報告2、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、1件です。1番は、東竹田町\*\*\*の田、1,067 m<sup>2</sup>で、賃借人である\*\*町の\*\* \*\*氏と、賃貸人である葛城市の\*\* \*\*氏とが合意解約されたものです。令和6年12月18日付け受理しております。事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の1番の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

その他の案件の農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。

本案件は、私が当事者であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただきます。

なお、この間の議事進行は、職務代理者である安田副会長にお願いいたします。

【上田会長 退席】

議長（職務代理者・安田副会長）

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農用地利用集積計画に関する件についてご説明いたします。

1 番は、常盤町\*\*\*の田、2,042 m<sup>2</sup>について、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から、使用貸借により、令和 12 年 12 月末まで利用権設定を受けられるもので、継続によるものでございます。事務局からは以上です。

**議長（職務代理者・安田副会長）**

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

**議長（職務代理者・安田副会長）**

意見なしとの事ですので承認することにいたします。上田会長、席へお戻りください。

【上田会長 着席】

**議長**

次に、その他の案件の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件は 2 件です。

1 番、曾我町\*\*\*の畑、208 m<sup>2</sup>は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、\*\*\*の畑、267 m<sup>2</sup>は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、賃貸借期間は令和 17 年 3 月 31 日までです。集積計画決定後の借受者は、大和高田市の\*\*\*株式会社でございます。

2 番、小槻町\*\*\*の田、730 m<sup>2</sup>及び\*\*\*の田、1,510 m<sup>2</sup>は、\*\*町の故\*\* \*\*氏相続人から、小槻町\*\*\*の田、588 m<sup>2</sup>は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は令和 16 年 12 月 31 日までです。集積計画決定後の借受者は、奈良市の株式会社\*\*\*でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件は1件です。

1番、雲梯町\*\*\*の田、1,069 m<sup>2</sup>は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、使用貸借により借受予定で、借受期間は令和11年3月31日まででございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は2件です。

1 番、常盤町\*\*\*の田、1,673 m<sup>2</sup>の内 1,607 m<sup>2</sup>は、旧農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、貸人・\*\*\* \*氏と借人・\*\*\* \*\*氏の間で合意解約されました。解約日は令和6年11月28日です。

2 番、雲梯町\*\*\*の田、1,163 m<sup>2</sup>も同様に、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、貸人・\*\*\* \*\*氏と借人・\*\*\* \*\*氏の間で合意解約されました。解約日は令和6年12月16日です。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件の農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、事務局から説明をお願いします。

事務局

令和元年10月に県内外の農業委員会で不祥事が発生したことから、令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛清の徹底を図っていくことが確認されました。

これを受け、全国農業会議所から「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について」が発出され、全国の農業委員会に対し、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年1回以上、総会において決議を実施するよう通知がありました。

したがって、当委員会におきましても、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施するものでございます。

事務局から読上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会

組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年1月15日 檀原市農業委員会

議長

ありがとうございました。

今後も総会にて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を年1回実施していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

これ、毎年してますけれど、具体的な話も取り入れてくれたらいいのでは。

事務局

議事録に載せて公表しますので、確認していることが分かるように実施しています。

昨年までは新聞記事を添付していたんですが、記事も古くなってきたので、今回は添付していません。

議長

法令遵守について、何かありますか。

－意見なし－

議長

それでは以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、1月の農業委員会総会を閉会いたします。